

令和2年度第2回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	令和2年度第2回津市公契約審議会
2 開催日時	令和3年1月14日(木) 午後3時00分から午後4時20分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎8階 大会議室B
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 奥田 正治、田邊 三郎、西川 源誌、橋本 正治、 村山 篤、山口 登 (事務局) 総務部長 荒木忠徳 総務部次長 稲垣篤哉 調達契約課長 織田充彦 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 伊藤良成 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 物品調達契約担当主事 福岡捷太郎 工事契約担当副主幹 岡本慎哉 工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	(1) 会長及び副会長の選任 (2) 津市公契約条例の施策の方向性について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

- 事務局 それでは、会議に入りますが、委員委嘱後初めての会議となる本日の会議では、会長及び副会長の選任まで私が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としております。
- なお、傍聴者の方におかれましては、会議の運営を妨げることはないよう、お静かに傍聴していただくことをお願いします。
- では、「事項書1 会長及び副会長の選出」について、でございますが、津市公契約条例第18条第1項の規定では、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっております。
- 選任について如何いたしましょうか。
- 委員 事務局としての意見を聞かせてください。
- 事務局 事務局としては、津市入札等監視委員会において委員長をされており、本市の契約制度に精通されていることのみならず、これまでも本審議会の会長として、審議会をとりまとめていただいている西川委員にお願いしてはいかがかと考えております。
- また、副会長については、労働及び社会保険関連の法令を熟知し、社会保険労務士としてご活躍され、これまでも本審議会の副会長として審議会運営に御尽力いただいている奥田委員にお願いしてはいかがかと考えております。
- 委員 異議なし。
- 事務局 それでは、会長は、西川委員に、副会長は奥田委員にお願いしたいと思えます。
- どうぞ、会長席、副会長席に、御着席ください。
- それでは、西川会長、奥田副会長に御挨拶をお願いします。まず、西川会長、お願いします。
- 会長 <会長挨拶>
- 事務局 ありがとうございます。続きまして奥田副会長お願いします。
- 副会長 <副会長挨拶>
- 事務局 ありがとうございます。それでは、西川会長、議長として今後の会議の進行をお願いいたします。
- 会長 承知しました。皆さんお忙しい中をお集まりいただき、御苦勞様です。活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

会長 それでは、議事を進めてまいります。
 「事項書2 津市公契約条例の施策の方向性について」ですが、ま
 ず事務局に説明を求めます。

事務局 津市公契約条例の施策の方向性について、過去の審議会におい
 ても、対象労働者の範囲や労働状況台帳、違反時のペナルティ、労働報
 酬下限額について御審議いただき、これらの項目を整理しました。少
 し長くなりますが、一括して担当から詳細を説明いたします。

<概要>

事務局 労働報酬下限額を定めての運用を想定した試行条件について説明
 を行った。

- ・指定管理を津市公契約条例の対象とし、さらに津市公契約条例施行規則第3条に規定する特定公契約に加える。
- ・労働者性の高い個人事業主及び指定管理者が直接雇用し常駐する労働者を新たに条例の対象労働者とする。
- ・業務委託における労働報酬下限額の対象案件は予定価格が1,000万円以上で、かつ、競争により契約している特定公契約とする。
- ・指定管理における労働報酬下限額の対象案件は指定管理料が1,000万円以上で、かつ、公募により指定管理者を決定する案件とする。
- ・工事における労働報酬下限額の対象案件は、予定価格が1億5,000万円以上並びに総合評価落札方式の入札において低入札価格調査の対象となった案件とする。
- ・労働報酬下限額は津市職員高卒初任給を勘案した額とする（業務委託、指定管理、工事共通）。
- ・労働状況台帳は受注者に加え、受注関係者（再委託業者、下請業者）に対しても作成及び提出を義務付ける。
- ・業務委託及び指定管理の労働状況台帳は、原則初回及び最終回の労働に係る労働報酬を提出対象とする。
- ・工事の労働状況台帳は、原則中間月と履行完了月の労働に係る労働報酬を提出対象とする。
- ・工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者については労働状況台帳の提出対象外とする。
- ・受注者は、労働状況台帳の物理的な取りまとめを行うのみとし、労働報酬下限額を下回った場合の指導については発注者が行う。
- ・違反があった場合、違反業者に個別にペナルティを科すこととし、違反をしていない受注者等に対しては連帯してペナルティは科さない。

会長 分かりました。では、津市公契約条例の施策の方向性について、一
 括して何か御意見・御質問はありませんか？

委員 労働状況台帳の提出について、資料6ページでは受注者が受注関係
 者分を取りまとめるとのことですが、下請業者が労働状況台帳を封筒

に入れた状態で元請業者に提出した場合、元請業者は封筒を開けて中身を見るのでしょうか。

事務局 本年度の試行においても、厳封された下請業者の労働状況台帳については内容の確認は不要としています。今後も確認せずにそのまま市に提出していただきます。

委員 封筒は開けないということですね。

事務局 そのとおりです。

委員 資料の6ページの受注者の責任範囲についての所ですが、先ほどの説明では労働状況台帳の取りまとめを行うものとし、労働報酬下限額を下回った場合は市が調査をするとのことでしたが、資料の方でも市が調査するという記事を記載するべきではないでしょうか。

事務局 資料6ページでは労働報酬下限額を下回った場合の指導については発注者である本市が該当業者に直接指導することと記載していますが、それ以外にも記載するべきということでしょうか。

委員 指導するということは記載されていますが、指導だけでなく調査することについても記載するべきでは、ということですか。

事務局 わかりました。その点については、今後作成する資料に加えて記載するようにします。

事務局 条例でも、市は立入検査をすることができると規定されています。元請業者は労働状況台帳の物理的な取りまとめのみを行っていただき、市は内容確認、調査指導を行ってまいります。また、労働状況台帳の中身を元請業者に見られたくない下請業者については、これまでの運用のとおり封筒に入れて提出することとします。これらのことを明記します。

会長 先ほど事務局の回答にありました、明記する、とは答申案に明記するというのでしょうか。

事務局 今後作成する資料についても明記し、答申案についても同様に明記します。

委員 資料1のチェックシートですが、①及び②の両方に該当し、11のチェック項目のうち、6項目以上が該当する一人親方は公契約条例の対象労働者とするとのことですが、該当するかどうかの判断は個人事業主と契約する事業者側が行うのでしょうか。

- 事務局 事業者側が判断することになりますが、事業者はその判断結果を資料2の個人事業主名簿に記載し当該一人親方に内容確認を求めていることとしています。一人親方は自身の労働者性の有無についての内容を確認し、誤りがなければ署名又は押印することとしています。
- 委員 一人親方のチェックシートについても、答申案等に記載するという理解でよろしいですか。
- 事務局 マニュアルに記載していくこととなります。
- 委員 労働者性の高い一人親方については、今後は条例の対象になっていくということを周知してもよろしいですか。
- 事務局 審議会において、先ほどお示しした案で進めて行くという話になれば令和3年度の試行からこの案で進めて行き、その後も同様とする予定です。
- 委員 資料の4ページで、労働報酬下限額の試行結果が示されていますが、この金額は時給だと思います。労働者に支払われる給料は、基本給の他、残業代や手当が支給されますし、保険料は控除されているのが現状ですが、どのような方法で時給に換算されているのでしょうか。この資料だけでは換算方法がわかりません。
- 会長 資料には時給換算の方法の記載が無く、わかりにくいと思いますので、事務局に説明を求めます。
- 事務局 追加の資料を用意していますので、後ほど追加資料を用いて説明させていただきます。
- 会長 わかりました。他に何かございますか。
- 委員 工事の試行対象案件で、1億5,000万円以上の案件、又は総合評価落札方式を対象とするとのことですが、総合評価落札方式には技術力や社会貢献といった評価項目があるかと思いますが、津市での評価項目について教えてください。他市の事例だと雇用安定や労働者の賃金、地域貢献といったことも評価項目としているところがあります。
- 事務局 まず、工事の対象案件についてですが、予定価格が1億5,000万円以上の案件、又は総合評価落札方式において低入札価格調査となった案件としています。次に、総合評価落札方式についてですが、本格的に総合評価落札方式を導入しているわけではなく、津市建設工事総合評価落札方式試行要領に基づき、現在試行中です。現在、試行中の案件は工事成績重視型で、工事实績等を評価しています。その中で

社会貢献として防災協定の有無等については評価項目としていますが、労働者の賃金については評価項目としていません。

委員

前回の審議会で標準見積書の活用についての話が出ていましたが、その後、津市でもホームページに標準見積書の活用についてという記事を掲載していただき、良かったと思います。

総合評価の話に戻しますが、長野県において、労働者に対し適正な賃金を支払った事業者を評価するといった項目があります。津市では労働者の賃金についての評価項目はないとのことですが、適正な賃金を支払った事業者については評価するべきではないかと思います。この点については公契約から少し離れた話になるのかもしれませんが、受注者の労務費が発注者積算の労務費の89.5%以上であることが評価の基準となっているようです。この考え方は公契約条例を施行している他自治体の労働報酬下限額を設計労務単価の90%以上とするという考え方に近いのでは、と思います。このように、適正な賃金を支払う労働者を発注者が評価してあげれば公契約も進むのではないかと思いますので、また今後の参考としていただければと思います。

事務局

総合評価落札方式は試行的に実施しており、現在の評価項目として工事实績、工事成績、社会貢献、地域貢献、手持ち工事量、配置予定技術者、障害者雇用といったものを設定しています。評価項目については三重県公共工事等総合評価意見聴取会の意見を聴きながら設定しますので、今の御意見は審議会ではなく、総合評価落札方式について検討する場が別にありますので、そちらで検討させていただければと思います。

委員

総合評価落札方式には様々な評価項目がありますが、労働者に支払う賃金で業者を評価するということは問題があると思います。国交省では業者が労働者に支払う賃金についての評価項目はないかと思います。今後、総合評価落札方式について検討する場があるとのことですので、こういった意見があるということも、参考にしてください。

会長

労働者の側としてはできる限り高い賃金を望むことはよく理解できますし、事業者側としては賃金の評価項目を設定することによって過当競争になることを懸念するという考えも理解できます。この件については、公契約からは少し離れますが、ここで出た意見も参考に事務局は今後の総合評価落札方式をより良いものにしていただければと思います。

委員

工事の対象案件について、1億5,000万円以上の工事とありますが、総合評価落札方式も1億5,000万円以上の工事が対象ですか。

- 事務局 1億5,000万円以上の工事については全て対象です。総合評価については、1億5,000万円未満のものであっても低入札価格調査となった案件を対象とします。
- 委員 総合評価は1億5,000万円未満の案件も全て対象というわけではないということですね。
- 事務局 はい。1億5,000万円未満のうちの低入札価格調査となった案件が対象になるということです。
- 会長 1億5,000万円未満であっても低入札価格調査となった案件を対象としているのは、低入札の結果、労働者の賃金にしわ寄せがいてないかということを確認するためですね。
- 会長 それでは、先ほどの御質問のあった、賃金の算出方法について、資料が用意できたようですので、事務局に説明を求めます。
- 事務局 賃金の時間単価算出方法について説明
- ・基本給＋基準内手当を対象とする。
 - ・税金や社会保険料等の控除前の金額を元に算出する。
 - ・賞与等の臨時の手当、通勤手当、時間外に係る割増賃金等は対象外とする。
 - ・対象外分を除いた賃金を1ヶ月の全勤務時間のうち、対象公契約に従事した時間の割合で単価を算出。
- 会長 賃金は控除前のもので、時間外割増賃金等の対象外のものは除き、又、労働時間を基に対象公契約分のみの賃金を算出するということですね。その算出結果が4ページに示された金額であり、全て労働報酬下限額を上回っているということですね。
- 委員 わかりました。
- 委員 1ページに指定管理を条例の対象にするということと、特定公契約に含むという記載がありますが、条例や規則の改正は必要でしょうか。指定管理については、条例や規則に規定がされていないと思いますが。
- 事務局 最終的には条例改正を行いますが、来年度の試行にあたっては別途意思決定を行い、マニュアルの中に記載する形になりますので、来年度に向けて直ちに条例や規則を改正することはありません。
- 会長 最終的には条例改正をするということですね。
- 事務局 来年度は条例制定後4年目となりますが、今回の提案内容でよろし

ければ来年度は今回の提案内容で本番さながらの試行を行います。来年度の試行で特に問題がなければ、令和4年度に条例等の必要な改正を行います。今は試行であり、ペナルティは科しませんので、条例改正を行わなくても試行はできると考えています。ただし、条例に基づく本運用であれば条例等の整理が必要となります。その点につきましては、今後委員の皆様にお示しできればと考えています。

委員 ペナルティについてですが、それぞれの事業者が台帳を作成し、市がその内容を確認、調査、指導し、違反した業者があれば違反業者のみに直接ペナルティを科すということですね。

事務局 そのとおりです。

委員 これは、今までよりわかりやすくなったと思いますが、この提案は試行的に行うのか、今後も継続して行うのかどちらでしょうか。

事務局 今回、提案しました内容については令和4年度の条例改正に向けた提案ですので、本運用をこのように行いたいという考えです。ただし、その方法に問題があれば条例改正後であっても見直しは行います。

委員 労働者の調査については、わかりやすくなってきたかと思いますが、労働報酬下限額についてはまだわかりにくい所があるかと思えます。

会長 労働報酬下限額については、令和3年度の試行やその後の本運用においても津市職員高卒初任給を勘案した額を基準として設定することかと思えます。

委員 それであれば、わかりやすいですね。

委員 最終的に労働報酬下限額は今回提案いただいた内容で決定ということになるのでしょうか。

事務局 条例に労働報酬下限額は施行後5年以内に必要な措置を講じると規定されていますので、まずはこの提案内容で答申をいただくことを目指して来年度の試行を行うものです。津市職員高卒初任給を勘案した額でスタートはさせていただきたいですが、その後見直しも行います。

事務局 施行後5年以内の必要な措置としては、今回の提案で始めさせていただきたいですが、その後の見直しについては附則等に規定することも検討します。

会長 最初から厳しい条件でスタートすると難しい問題が出る可能性も

ありますし、今回の提案でスタートし、その後は結果を見ながら検討していくということですね。

会長 他に何かございますか。なければ今回の提案のとおり進めていただくということで、お願いします。

会長 事項書の内容は以上になりますが、他に事務局から何かありますか。

事務局 事務局からは特にありません。

会長 他に何かございますか。
無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。